

第7 内装制限・防火材料

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取り扱いについては、建築主事等の執務上の取り扱いによることとなった。

1 防火材料

(1) 不燃材料（建基法第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他建基政令第108条の2で定める性能をいう。）に関して次に掲げるものとする。

ア 建築材料に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、①及び②）を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年5月30日 建設省告示第1400号）を用いるもの

- ① 燃焼しないもの
- ② 防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないもの
- ③ 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 準不燃材料（建基政令第1条第5号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間前(1).

アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年5月30日建設省告示第1401号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 難燃材料（建基政令第1条第6号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間前1.

アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年5月30日建設省告示第1402号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける建築物等

内装制限を受ける建築物、部分等については、建基法第35条の2の規定によること。

3 調理室等の火を使用する場所の取り扱い

(1) 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げとしなければならないこと。

ア 準不燃材料でしたもの

イ アに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの

(2) 建基政令第128条の4第4項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取り扱いは、次によること。

ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井から概ね50cm以上下方に突出した不燃材料で造り又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室の全てを内装制限の対象とするものであること。

イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。

ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。

(昭和46年1月29日 建設省住指発第44号)

エ 電磁誘導過熱式調理器は、火気を使用しないため、建基法第35条の2に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しないものであること。ただし、火災予防条例等による規制については、電気を熱源とする火気使用設備・器具に該当することになるので留意すること。

4 組み合わせによる内装仕上げ

(1) 天井の仕上げ材を不燃材料でし、かつ、壁の一部を木材等を用いた仕上げとする場合等これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できることがあることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによる内装の仕上げができること。

(2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが、平成12年建設省告示第1439号で次のように定められたこと。

ア 建基政令第129条第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組み合わせは、次に定めるものとする。

① 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料ですること。

② 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

イ 建基政令第129条第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、ア. ②の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

① 木材等の表面に火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

② 木材等の取り付け方法は、次のa又はbのいずれかとする。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでないこと。

a 木材等の厚さが10mm以上の場合にあつては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及び梁、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1m以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

b 木材等の厚さが10mm未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

5 照明器具カバー、装飾用角材等の取り扱い

(1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は、内装制限の対象とすること。（昭和44年5月1日 建設省住指発第149号）

(昭和45年1月31日 建設省住指発第35号)

(2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）

イ 和室のさお縁、天井のさお縁

6 居室から地上へ通じる通路の取り扱い

建基政令第129条中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビーの類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」等が含まれるものであること。
(昭和44年5月1日 建設省住指発第149号)

7 消防法令上の内装規制

- (1) 建築基準法令上では、規制項目により、床面から1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲になること。
- (2) 内装制限の範囲は、人が内部に立ち入れる室全てを対象とする。ただし、可燃性物品の集積量が少なく、かつ、出火危険の少ないトイレ、浴室その他これらに類する室は除くものとする。
- (3) 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが概ね2m以上で、床等に固定されたものは、内装規定の適用を受ける壁として取り扱うものであること。

8 防火材料の表示

(1) 成型品のマーク（資料第7-1）

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成型品（工場等で製造された規格品）については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを付すことになっているので、施工前に確認するよう指導すること。

(2) 施工後の表示マーク（資料第7-2）

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2箇所以上に表示マークを付すよう指導すること。

なお、表示マークについては常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては、意匠上差し支えない場所（例として点検口裏等）に貼付することで差し支えないこと。

9 防火材料の施工上等の留意事項

- (1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所に、かさ比重が高い石綿等を使用すると内装材料の防火性能が落ちることとなるので、使用場所に合った材料を選択するよう指導すること。
- (2) 認定された防火材料には、使用条件が付されるものがあるので、使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。
- (3) 内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表れないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うことが望ましい。）するとともに、引火点の低い接着剤が多く使われることから、あらかじめ危険物の取り扱いについて指導しておくこと。
- (4) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、S形ダウンライトを使用することを原則として指導すること。

ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合は、この限りでない。

※ S形ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって、（社）日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

[資料第7-1]

● 防火製品表示ラベル

製品が製造工場から出荷される時に包装面に添付され、所定の下地と施工方法に基づいて仕上げられた場合は、防火材料として認定されていることを表すラベル

防火製品表示ラベルの様式

防火製品表示ラベル			
材料区分		防火種別	
基材の種類 (下地の種類)	防火性能	施工方法	認定番号
不燃材料 (金属板及び不燃石膏ボードを除く)			号
不燃石膏ボード			号
準不燃材料			号
金属板			号
<p>・施工用接着剤は、JIS A 6922の品質規格に合格したもの、もしくはこれと同等以上のものを使用し、その使用量は、固形換算量で60g/m² (シーラー剤を含む) 以下にしてください。</p> <p>・張替えを容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施して下さい。</p> <p>・施工については、日本壁装協会制定による『防火壁紙材料の標準施工法』を参照して下さい。</p> <p>・難燃材料に施工しても、防火材料として認められません。</p> <p>この壁紙は、認定条件通りで仕上げる場合、国土交通大臣より防火材料として認定されております。</p>			
品番及びロット番号		寸法	
		cm × m	
販売元	JIS A-6921		JISマーク欄
	認定番号: 号		
	退色性・耐摩擦性		
製造者	材料構成		
日本壁装協会登録 壁紙製品規格協議会様式			

177mm

5mm

118mm

5mm

5mm

個別認定（新）

防火種類	防火性能 [施工方法/直張り () 内は下張り]				
	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地	難燃下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	
	(準不燃)	(難燃)	(難燃)		
1-3	不燃	準不燃	準不燃		
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	
1-6	不燃	不燃	準不燃		
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	
	(難燃)	(難燃)	(難燃)		
2-3	準不燃	準不燃	準不燃		
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	
2-5	準不燃	準不燃	準不燃		
	(難燃)	(難燃)	(難燃)		
3-1	不燃	難燃	難燃		
3-2	不燃	不燃	難燃		
3-3	不燃	準不燃	難燃		
4-1	準不燃	難燃	難燃		
4-2	準不燃	準不燃	難燃		
5-1	難燃	難燃	難燃		
6-1	不燃	不燃			
6-2				不燃	

◇ 防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし、通則の特定壁紙については特有の施工方法によるものもあります。

◇ 防火種別について

左の数字1～5は旧通則認定における認定級に基づく区分（新規取得品を含む）です。また新たな下地との組合せによる新規認定取得品は6の数字で区分します。それから右の数字は級ごとの各々の連番を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も判別できるように記号化して分類をしています。

◇ 施工管理について

施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

[資料第7-2]

- 防火施工管理ラベル

認定条件に基づいた施工方法で仕上げた印として施工現場の仕上げ箇所に添付される。

赤（不燃材料）、緑（準不燃材料）、青（難燃材料）の3種類があり、それぞれに委託施工用と責任施工用の2タイプがある。

なお、ラベル内には「認定番号」並びに「施工者登録番号」若しくは「施工管理社名」が記載されていないと無効となる。

委託施工用（責任施工用共通）

